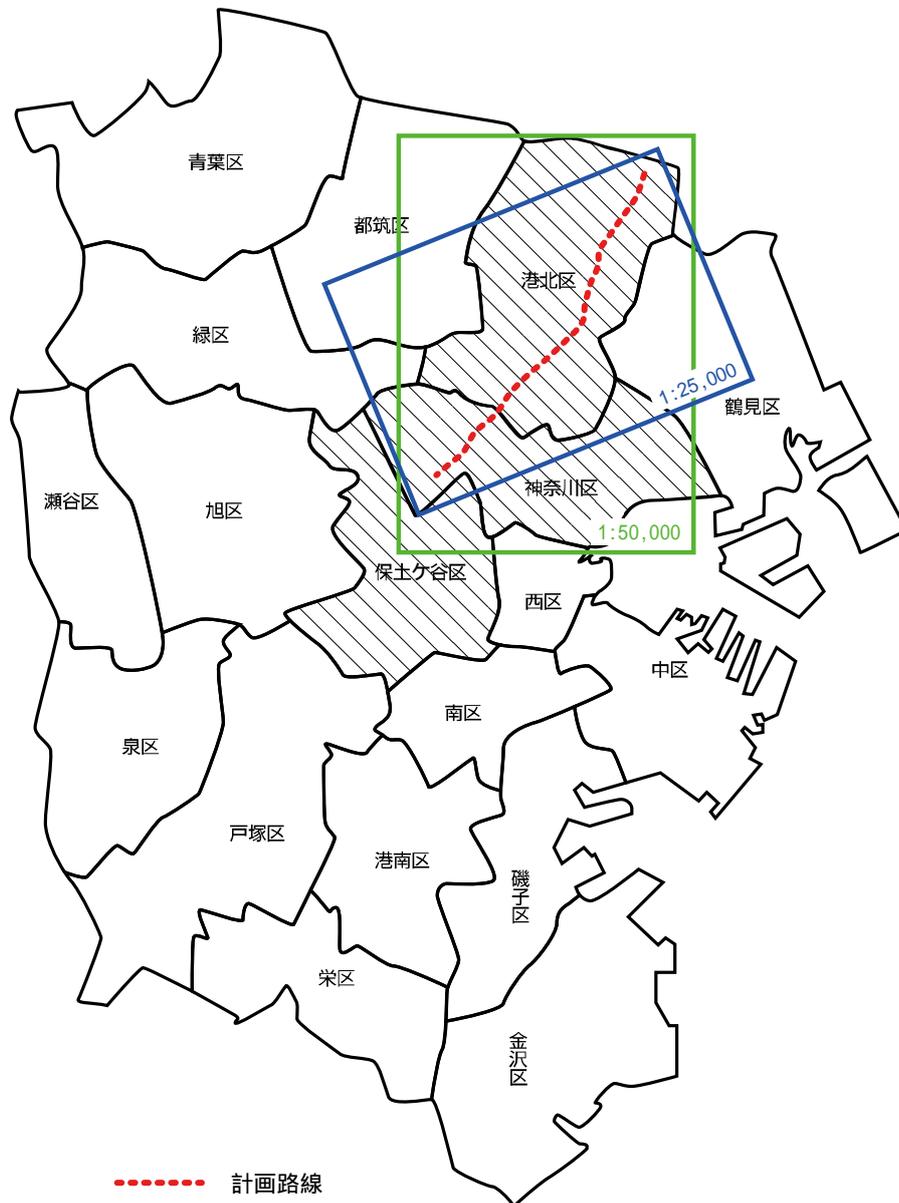


第3章 都市計画対象鉄道建設等事業実施区域及びその周囲の概況

都市計画対象鉄道建設等事業実施区域及びその周囲（以下「計画路線周辺」とします。）の概況を既存の文献又は資料により把握します。

なお、対象とする地域は、横浜市港北区、神奈川区及び保土ヶ谷区の3区内、図3.1-1に枠で示す範囲とします。



- 1 本図書で使用する「1:25,000」の図面の範囲
- 2 本図書で使用する「1:50,000」の図面の範囲

図 3.1-1 調査対象地域

3.1 自然的状況

自然的状況の概要は、表 3.1-1 に示すとおりです。

表 3.1-1(1) 自然的状況の概要

項目	都市計画対象鉄道建設等事業実施区域及びその周囲の概況
気象、 大気質、 騒音、 振動 その他の大気に係る環境の状況	<p>気象の状況</p> <p>計画路線に最も近い気象観測所である横浜地方気象台における平成 21 年の気象の観測結果は、年間降水量が 1,894.0mm、年平均気温が 16.3、平均風速が 3.4m/s となっています。</p>
	<p>大気質の状況</p> <p>計画路線周辺に存在する大気汚染物質を常時観測している測定局は、一般環境大気測定局である神奈川区総合庁舎、保土ヶ谷区桜丘高校、港北区総合庁舎となります。</p> <p>平成 21 年度の各測定局の結果について、二酸化窒素、二酸化硫黄については環境基準を達成しています。しかし、浮遊粒子状物質については、全ての測定局において環境基準の長期的評価は達成しているものの、短期的評価は達成していません。また、光化学オキシダントについては、全ての測定局において環境基準を達成していません。</p> <p>なお、神奈川区総合庁舎、保土ヶ谷区桜丘高校、港北区総合庁舎では、一酸化炭素は観測されていません。</p>
	<p>騒音の状況</p> <p>【道路交通騒音】 計画路線周辺における平成 21 年度の道路交通騒音については、調査地点 7 地点（定点調査 5 地点、調査依頼に基づく測定 2 地点）の内、3 地点で昼夜ともに環境基準値を下回っています。また、環境基準値を上回った 4 地点の内、1 地点では昼夜ともに環境基準値を上回っており、残りの地点では夜間のみ環境基準値を上回っています。</p> <p>【鉄道騒音】 計画路線周辺における鉄道騒音について、新幹線鉄道騒音（測定対象：東海道新幹線）は平成 20 年度に 4 地点で測定されており、全ての地点で環境基準値を下回っています。</p> <p>また、在来線鉄道騒音については、平成 21 年度に京浜急行本線（2 地点）、東急電鉄東横線（1 地点）、相鉄本線（1 地点）で調査が行なわれており、最も測定結果が小さかったのは東急電鉄東横線（港北区太尾町）の 75 デシベル（ピーク騒音レベル）で、最も大きかったのは京浜急行本線（神奈川区子安通）の 91 デシベル（ピーク騒音レベル）となっています。</p>
	<p>振動の状況</p> <p>【道路交通振動】 計画路線周辺における平成 21 年度の道路交通振動については、調査地点 2 地点の内、全ての地点で道路交通振動の限度（要請限度）の値を下回っています。</p> <p>【鉄道振動】 計画路線周辺における鉄道振動について、新幹線鉄道振動（測定対象：東海道新幹線）は平成 20 年度に 4 地点で測定されており、全ての地点で「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）」（昭和 51 年 3 月 12 日 環大特第 32 号）による新幹線鉄道振動の基準値を下回っています。</p> <p>また、在来線鉄道振動については、平成 21 年度に京浜急行本線（2 地点）、東急電鉄東横線（1 地点）、相鉄本線（1 地点）で調査が行なわれており、最も測定結果が小さかったのは京浜急行本線（神奈川区新町）の 50 デシベルで、最も大きかったのは京浜急行本線（神奈川区子安通）の 66 デシベルとなっています。</p>

表 3.1-1(2) 自然的状況の概要

項目	都市計画対象鉄道建設等事業実施区域及びその周囲の概況
水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況	<p>水象の状況</p> <p>計画路線周辺の主要な河川としては、鶴見川水系鶴見川、同大熊川、同鳥山川、同早淵川、同矢上川、同砂田川があります。 各河川の平成 20 年度の流量（年平均値）は、鶴見川が 6.55m³/s、大熊川が 0.14m³/s、鳥山川が 0.17m³/s、早淵川が 0.47m³/s、矢上川が 2.96m³/s、砂田川が 0.0257m³/s となっています。</p>
	<p>水質及び水底の底質の状況</p> <p>【河川】 計画路線周辺では、平成 20 年度に鶴見川（亀の子橋、大綱橋）、大熊川（大竹橋）、鳥山川（又口橋）、早淵川（峰の大橋）、矢上川（矢上川橋）で河川の水質測定が行われています。 測定地点の内、亀の子橋及び大綱橋は環境基準点であり、生物化学的酸素要求量（BOD）について、環境基準達成状況を評価されています。平成 20 年度の調査結果では、亀の子橋、大綱橋ともに環境基準を達成しています。その他の地点については、環境基準で示されている基準値の範囲内となっています。</p> <p>【地下水】 計画路線周辺では、地下水の水質について、神奈川県による地下水質測定計画に基づいた概況調査（メッシュ調査及び定点調査）、定期モニタリング調査、汚染井戸周辺地区調査及び汚染井戸再調査、横浜市による汚染井戸監視調査が実施されています。 概況調査については、計画路線が位置するメッシュ内において平成 16 年度に基準値を超過している箇所が存在しますが、平成 17 年度以降は、計画路線が位置するメッシュ内において基準値は超過していません。 定期モニタリング調査については、日吉駅付近に設定されている調査地点では、平成 18 年度以降は基準値を下回っています。 汚染井戸周辺地区調査及び汚染井戸監視調査については、新羽町、菊名四丁目、篠原町、羽沢町で行われた調査においてそれぞれ基準値を超過しており、特に羽沢町については、平成 20 年度においても基準値を超過しています。 また、計画路線周辺では、平成 21 年度に 1 地点でダイオキシン類に係る地下水の水質測定が行われており、環境基準値を下回っています。</p>
土壌及び地盤の状況	<p>土壌の分類</p> <p>計画路線周辺における丘陵や台地部には黒ボク土が分布していますが、その他の区間は、元水田、市街地、その他の人工改変地となっています。</p>
	<p>土壌汚染の状況</p> <p>計画路線周辺では、「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月 29 日 法律第 53 号）の規定に基づき、神奈川区で 1 地点が要措置区域に、港北区で 2 地点が形質変更時要届出区域に指定されています（平成 23 年 2 月現在）。 また、計画路線周辺では、平成 18～21 年度に 3 地点で土壌のダイオキシン類の測定が行われており、全ての地点で環境基準値を下回っています。</p>
	<p>地盤の状況</p> <p>「横浜市地盤沈下調査報告書（横浜市環境創造局）」によると、近年において、計画路線近傍における著しい地盤変動は確認されていません。 なお、新横浜駅周辺では、昭和 58 年頃に建設工事等の地下掘削に伴い大量に地下水が排除されたため著しい地盤沈下が生じていました。しかし、近年については、過去 5 年間の測定結果によると、新横浜駅西側の水準点番号 991 及び水準点番号 974 で沈下傾向にあるものの、計画路線のごく近傍における地盤の状況は緩やかな沈下から横ばい状態であり、概ね沈静化しています。</p>

表 3.1-1(3) 自然的状況の概要

項目	都市計画対象鉄道建設等事業実施区域及びその周囲の概況
地形及び地質の状況	<p>地形の状況</p> <p>計画路線周辺には、下末吉台地と呼ばれる標高 (T.P.) 40～50mの台地と、鶴見川低地と呼ばれる標高 5～10mの低地が広がっています。</p> <p>下末吉台地は小河川による浸食で周縁部は急傾斜となっています。台地上面は早くから開発が進み、住宅地などに利用されています。</p> <p>低地部は、鶴見川とその支流による谷底平野で鶴見川沿いには自然堤防が発達しています。また、後背湿地は大半が盛土により整地され市街地となっています。</p>
	<p>地質の状況</p> <p>計画路線周辺は、神奈川区羽沢町、三枚町から港北区師岡町にかけての台地部や大倉山公園等の丘陵地は下末吉ローム層や鶴見層から、鶴見川や鳥山川などの河川周辺の平地・低地部は沖積層から構成されています。また、計画路線周辺の基盤は更新世前期の上総層群となっています。</p> <p>計画路線周辺における沖積層は、主に粘性土、シルト層から構成されており、その厚さは新横浜駅周辺で約 30mとなっています。また、計画路線周辺にはN値 5以下を示す比較的軟らかい地盤を厚く確認できる地点もあり、特に新横浜駅及び綱島駅周辺で多く確認できます。</p> <p>なお、横浜市では地下段差構造の調査を行っており、「横浜市北部地域の活断層調査 (平成 14 年 3 月 横浜市)」の中で「横浜市北部に見られる地下段差構造は活断層ではないことを確認した」と結論づけられています。</p>
	<p>学術上又は希少性の観点から重要な地形及び地質の分布及び概要</p> <p>計画路線周辺には、「日本の典型的地形 都道府県別一覧」(平成 11 年 4 月 建設省国土地理院)では「地域を特徴づける地形」として、「日本の地形レッドデータブック第 1 集 - 危機にある地形 - 」(平成 12 年 12 月 小泉武栄・青木賢人)では「危機にある地形、保存すべき地形」として記載されている「下末吉台地」と呼ばれる台地が存在しています。</p>
動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	<p>動物の生息状況</p> <p>計画路線周辺では、環境省レッドリストによる絶滅危惧 I 類 (CR + EN) のキバサナギガイ、同じく絶滅危惧 類 (VU) のセイタカシギ及び神奈川県レッドデータ生物調査報告書による準絶滅危惧種 (NT) のスミウキゴリなど、動物の重要種として、哺乳類が 1 種、鳥類が 3 種、両生・爬虫類が 2 種、昆虫類が 2 種、魚類が 6 種、底生生物が 2 種、陸産貝類等が 2 種確認されています。</p>
	<p>植物の生育、植生の状況</p> <p>計画路線周辺では、環境省レッドリスト絶滅危惧 類 (VU) のカンエンガヤツリ、準絶滅危惧 (NT) のタコノアシなど、植物の重要種が 4 種確認されています。</p> <p>また、計画路線周辺では、重要な植物群落として師岡熊野神社の社叢林が確認されています。師岡熊野神社の社叢林は県指定天然記念物として指定されており、「針葉樹の植栽もみられず、各階層に常緑広葉樹の種群がバランスよく育成している」とされています。</p>
	<p>生態系の状況</p> <p>計画路線周辺は、緑地保全地区などでクヌギ - コナラ群集などが、また、鶴見川河川敷でススキなどのヨシクラスが確認されていますが、大部分は開発が進み市街地となっています。したがって、動植物の生息・生育地は、特別緑地保全地区等の樹林や果樹園、あるいは鶴見川河川敷などの低地の草地や一部水田、わずかに残っている樹林地帯が主体であると考えられます。これら生息域・生育環境では、クヌギやコナラなどの広葉樹や雑草などの植物が生産者に相当し、消費者は哺乳類や両生類・爬虫類、鳥類、昆虫類となります。</p>

表 3.1-1(4) 自然的状況の概要

項目		都市計画対象鉄道建設等事業実施区域及びその周囲の概況
景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況	景観資源の状況	<p>計画路線周辺の景観資源としては、「横浜市認定歴史的建造物」に指定されている「中澤高枝邸」が挙げられます。</p> <p>また、計画路線周辺には、風致地区として「日吉風致地区」及び「峰沢・常盤台風致地区」が、特別緑地保全地区として、「大倉山緑地保全地区」、「獅子ヶ谷・師岡緑地保全地区」、「大曽根台緑地保全地区」、「日吉緑地保全地区」、「小机城址特別緑地保全地区」、「熊野神社特別緑地保全地区」が存在します。</p> <p>なお、「第3回自然環境保全基礎調査」(平成元年 環境庁)によると、計画路線周辺では、海成段丘である下末吉台地が自然景観資源として挙げられていますが、計画路線周辺は開発による市街化が進んでいます。</p>
	人と自然との触れ合いの活動の状況	<p>計画路線周辺の人と自然との触れ合いの活動の場については、綱島市民の森等の緑地や大倉山公園などの都市公園、遊歩道等が整備されている鶴見川河川敷等が挙げられます。</p>

3.2 社会的状況

社会的状況の概要は、表 3.2-1 に示すとおりです。

表 3.2-1(1) 社会的状況の概要

項目		都市計画対象鉄道建設等事業実施区域及びその周囲の概況
人口及び産業の状況	人口の状況	<p>神奈川区、保土ヶ谷区及び港北区の人口は、平成 17 年でそれぞれ約 22 万 2 千人、約 20 万 4 千人、約 31 万 2 千人で、過去 10 年間では、ともに増加傾向にあります。</p>
	産業の状況	<p>神奈川区、保土ヶ谷区及び港北区の従業者数は、平成 17 年でそれぞれ約 11 万 2 千人、約 9 万 9 千人、約 15 万 9 千人で、過去 10 年間では、神奈川区、港北区では増加傾向に、保土ヶ谷区では減少傾向にあります。産業別の傾向については、神奈川区、保土ヶ谷区及び港北区ともに過去 10 年間で第三次産業が増加し、第一次、第二次産業は減少傾向となっています。</p> <p>また、神奈川区、保土ヶ谷区では商業に従事する人口が多く、港北区では工業の従事者も比較的多くなっています。</p>
土地利用の状況		<p>計画路線周辺の土地利用の状況は、羽沢駅から新横浜駅の区間は、主に業務施設用地、商業用地、運輸施設用地、集合住宅用地が混在しており、特に新横浜駅周辺は商業用地として利用されています。新横浜駅から新綱島駅の区間は、住宅用地、集合住宅用地として利用されている土地が多い他、新綱島駅周辺は商業用地や住宅用地として利用されています。新綱島駅から日吉駅の区間は、主に住宅用地、集合住宅用地、併用集合住宅用地として利用されています。</p> <p>計画路線周辺の用途地域等については、羽沢駅周辺は準工業地域、市街化調整区域、新横浜駅周辺は商業地域、新綱島駅周辺は第一種住居地域、商業地域となっています。また、羽沢駅から新横浜駅の間は主に市街化調整区域、準工業地域、商業地域に、新横浜駅から新綱島駅の間は主に近隣商業地域や第一種住居地域に、新綱島駅から日吉駅の間は主に第一種住居地域や準工業地域となっています。</p>

表 3.2-1(2) 社会的状況の概要

項 目		都市計画対象鉄道建設等事業実施区域及びその周囲の概況
地下水の利用の状況	地下水の利用の状況	横浜市では、大規模地震等の災害時に、地域における生活用水として井戸の所有者に市民への井戸水の提供について協力を依頼し、災害用井戸として公開しています。 また、計画路線周辺には、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」(平成 14 年 12 月 25 日 横浜市条例第 58 号)の対象となる井戸(規則で定める揚水施設を設置している井戸)が神奈川区で 7 本、保土ヶ谷区で 7 本、港北区で 9 本の井戸が存在し、平成 20 年度の揚水量はそれぞれ 311m ³ /日、135m ³ /日、596m ³ /日となっています。
	湧水の状況	計画路線周辺には、横浜市水環境計画により調査されている湧水(湧水量が概ね毎分 20ℓ 以上あるとされている湧水)が 1 箇所存在し、平成 14 年度の測定における湧水量は 83.4ℓ/分となっています。
交通の状況	道路の状況	計画路線周辺には、主要な道路として国道 466 号(第三京浜道路)、県道 2 号(東京丸子横浜)、県道 13 号(横浜生田)、環状 2 号線、県道 140 号(川崎町田)などが多数整備されています。
	鉄道の状況	計画路線周辺では、東急電鉄東横線、横浜市営地下鉄 3 号線、横浜市営地下鉄 4 号線、東海道新幹線、J R 横浜線、J R 東海道貨物線の 6 路線が運行しています。
	路線バスの状況	計画路線周辺では、横浜市営バス、東急バス、川崎鶴見臨港バス、相鉄バス、神奈中バスの 5 社が運行しています。
学校、病院その他の施設の配置の状況及び住宅の配置の概況が特に	教育施設の状況	計画路線周辺の大部分は開発が進み市街地となっており、幼稚園や小中学校などの教育施設が数多く存在しています。
	医療機関・福祉施設の状況	計画路線周辺の大部分は開発が進み市街地となっており、病院や老人ホームなどの医療機関・福祉施設が数多く存在しています。

表 3.2-1(3) 社会的状況の概要

項目	都市計画対象鉄道建設等事業実施区域及びその周囲の概況
<p>環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市全域は、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成4年6月3日 法律第70号)に規定する窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域に定められています。 ・計画路線周辺は、「騒音に係る環境基準の地域類型指定」(平成11年3月30日 神奈川県告示第312号)により、地域の類型の指定が行われています。 ・計画路線周辺は、「自動車騒音の要請限度に係る地域類型指定」(平成12年3月24日 横浜市告示第78号)により、区域の区分の指定が行われています。 ・横浜市では、「特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定等」(昭和61年3月25日 横浜市告示第58号)により、特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域を、「工業専用地域として定められた区域を除く区域」と指定しています。 ・計画路線周辺は、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域指定」(昭和52年4月22日 神奈川県告示第316号)により、地域の類型の指定が行われています。 ・計画路線周辺は、「道路交通振動の要請限度に係る区域及び時間の指定」(昭和61年3月25日 横浜市告示第63号)により、区域の区分の指定が行われています。 ・横浜市では、「特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動について規制する地域の指定等」(昭和61年3月25日、横浜市告示第61号)により、特定建設作業に伴って発生する振動について規制する地域を、「工業専用地域として定められた区域を除く区域」と指定しています。 ・水質汚濁に係る環境基準の類型の指定について、計画路線周辺の河川の内、鶴見川の鳥山川合流点より上流の区間はD類型に、他の河川(鶴見川(鳥山川合流点より下流)、早淵川、矢上川)はE類型に指定されています。 ・計画路線周辺は、「水質汚濁防止法」(昭和45年12月25日 法律第138号)の規定による指定地域に該当しており、神奈川県により「東京湾における化学的酸素要求量等に係る第6次総量削減計画(平成19年6月)」が定められています。 ・計画路線周辺では、「土壌汚染対策法」(平成14年5月29日 法律第53号)の規定に基づき、神奈川区で1地点が要措置区域に、港北区で2地点が形質変更時要届出区域に指定されています(平成23年2月現在)。 ・計画路線周辺には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日 法律第75号)に基づき指定された野生生物の生息地及び生息地等保護区は存在しません。

表 3.2-1(4) 社会的状況の概要

項目	都市計画対象鉄道建設等事業実施区域及びその周囲の概況
<p>環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画路線周辺では、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年 7 月 12 日 法律第 88 号)に基づき、「熊野神社市民の森」、「綱島市民の森」、「獅子ヶ谷市民の森」、「小机城址市民の森」が鳥獣保護区として指定されています。 ・ 計画路線周辺には、「自然環境保全法」(昭和 47 年 6 月 22 日 法律第 85 号)に基づく「原生自然環境保全地域」及び「自然環境保全地域」は存在しません。 ・ 計画路線周辺には、「神奈川県自然環境保全条例」(昭和 47 年 10 月 21 日 神奈川県条例第 52 号)に基づく「自然環境保全地域」は存在しません。 ・ 計画路線周辺には、「都市緑地法」(昭和 48 年 9 月 1 日 法律第 72 号)に基づく「特別緑地保全地区」として、「大倉山緑地保全地区」、「獅子ヶ谷・師岡緑地保全地区」、「大曽根台緑地保全地区」、「日吉緑地保全地区」、「小机城址特別緑地保全地区」、「熊野神社特別緑地保全地区」が存在します。 ・ 計画路線周辺には、「首都圏近郊緑地保全法」(昭和 41 年 6 月 30 日 法律第 101 号)に基づく「首都圏近郊緑地保全区域」は存在しません。 ・ 計画路線周辺には、「自然公園法」(昭和 32 年 6 月 1 日 法律第 161 号)に基づく「国立公園」、「国定公園」及び神奈川県立自然公園条例(昭和 34 年 4 月 1 日 神奈川県条例第 6 号)に基づく「県立自然公園」は存在しません。 ・ 計画路線周辺には、「都市計画法」(昭和 43 年 6 月 15 日 法律第 100 号)に基づく「風致地区」として、「日吉風致地区」及び「峰沢・常盤台風致地区」が存在します。 ・ 計画路線周辺には「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月 30 日 法律第 214 号)に基づき指定された天然記念物は存在しませんが、「神奈川県文化財保護条例」(昭和 30 年 4 月 1 日 条例第 13 号)に基づき県指定天然記念物として指定されている「師岡熊野神社の社叢林」や、「横浜市文化財保護条例」(昭和 62 年 12 月 25 日 条例第 53 号)に基づき指定された史跡・文化財等が存在します。 ・ 計画路線周辺には、「森林法」(昭和 26 年 6 月 26 日 法律第 249 号)に基づく「保安林」は存在しません。 ・ 計画路線周辺では、横浜市の「緑の環境をつくり育てる条例」(昭和 48 年 6 月)に基づき、49 本の樹木が「名木古木」として指定されています(平成 22 年 3 月 31 日現在) また、同条例に基づき、「綱島市民の森」、「熊野神社市民の森」、「小机城址市民の森」、「獅子ヶ谷市民の森」が「市民の森」として指定されています。 <p>上記の他、「その他の環境を目標とした法令等による規制等」として、横浜市では「横浜市環境管理計画」、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」、「横浜市水と緑の基本計画」を策定しています。</p>

表 3.2-1(5) 社会的状況の概要

項目	都市計画対象鉄道建設等事業実施区域及びその周囲の概況
その他の事項	<p>公害苦情</p> <p>平成 21 年度に横浜市が受けた公害苦情件数は 1,321 件で、騒音に関する苦情が最も多く 465 件、次いで悪臭に関する苦情が 308 件となっています。</p>
	<p>【廃棄物の発生状況、廃棄物処理施設の状況】</p> <p>横浜市内における平成 20 年度の産業廃棄物の発生・処理状況は、発生量 10,777 千トン/年、減量化量 6,944 千トン/年（発生量に対する比率 64.4%、以下同じ。）、再生利用量 2,930 千トン/年（27.2%）、最終処分量 903 千トン/年（8.4%）となっています。</p> <p>また、横浜市では、廃棄物処理施設として焼却工場を 5 施設、最終処分場を 2 施設運営しています（平成 22 年 4 月現在）。さらに、市内には、廃棄物処理施設が民間の施設も合わせて 215 施設存在します（平成 22 年 3 月現在）。</p> <p>【廃棄物等に係る関係法令等の状況】</p> <p>廃棄物に係る関係法令については、以下の法律があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「循環型社会形成推進基本法」 （平成 12 年 6 月 2 日法律第 110 号） ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」 （昭和 45 年 12 月 25 日 法律第 137 号） ・「資源の有効な利用の促進に関する法律」 （平成 3 年 4 月 26 日 法律第 48 号） ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」 （平成 12 年 5 月 31 日 法律第 104 号） ・「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」 （平成 12 年 5 月 31 日 法律第 100 号） ・「建設副産物適正処理推進要綱」 （平成 5 年 1 月 12 日 建設省） <p>また、横浜市では、廃棄物に係る条例、計画等として、以下のものを策定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理に関する条例」 （平成 4 年 9 月 25 日 条例第 44 号） ・「本市工事に伴い排出する建設発生土等の処分要領」 （昭和 57 年 1 月 25 日 横浜市） ・「第 5 次 横浜市産業廃棄物処理指導計画」 （平成 18 年 4 月 横浜市） ・「横浜市一般廃棄物処理基本計画（横浜 G30 プラン）」 （平成 15 年 1 月 横浜市環境事業局）
	<p>地すべり防止区域</p> <p>計画路線周辺には、「地すべり等防止法」（昭和 33 年 3 月 31 日 法律第 30 号）に基づく「地すべり防止区域」は存在しません。</p>
	<p>急傾斜地崩壊危険区域</p> <p>計画路線周辺には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年 7 月 1 日 法律第 57 号）に基づき指定された「急傾斜地崩壊危険区域」が存在します</p>
	<p>砂防指定地</p> <p>計画路線周辺には、「砂防法」（明治 30 年 3 月 30 日 法律第 29 号）に基づく「砂防指定地」は存在しません。</p>
	<p>上下水道の整備の状況</p> <p>横浜市の上水道普及率は 100%となっています。</p> <p>また、下水道普及率は、神奈川区及び保土ヶ谷区は 99%、港北区は 98%となっています。</p>
<p>緑の状況</p> <p>神奈川区、保土ヶ谷区及び港北区における平成 21 年度の 10m² 以上の緑のまとまりについての緑被率は、神奈川区が 29.7%、保土ヶ谷区が 39.2%、港北区が 32.9%となっています。</p> <p>また、10m² 以上の緑被分布状況については、本事業で地表の改変を行う新綱島駅周辺に、比較的多くの緑が確認できます。</p>	

